

新	旧
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員（議長及び副議長を除く。）が議会の会議又は北九州市議会委員会条例第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したとき <u>（同条例第14条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）</u> は、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 議員（議長及び副議長を除く。）が議会の会議又は北九州市議会委員会条例第1条の常任委員会、同条例第4条第1項の議会運営委員会若しくは同条例第6条第1項の特別委員会に出席したときは、次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額を費用弁償として支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>